

非正規移民と庇護希望者：

入国管理法違反による収容の代替措置

ポリシー概要

入国管理を目的とする自由の権利および移動の自由の制限は、収容またはその代用となる非拘束的措置を含め、逃亡を防ぐ、身元を確認する、退去強制令の遵守を確保するという目的に照らして必要性があり、罪刑均衡の原則に適合する場合にのみ使用するべきである。収容に代わる何らかの措置の検討について、法律で定められていなければならない。代替となる非拘束的措置は優先的な解決手段であり、収容を行なう前に常に検討されなければならない。正規の在留資格を認可された難民および移民は、入国管理を目的として自由の権利および移動の自由が制限されてはならない。

代替措置を提供する義務

国家は、非正規に滞在する移民または庇護希望者が差別を受けることなく、収容に代わる措置を法的かつ現実的に利用できるようにしなければならない。

国家は個々のケースにおいて収容よりも制限の少ない措置を検討・利用し、意図する目的を達成するために代替措置が有効でないと判明した場合にのみ収容を行うべきである。

収容に代わる措置を検討する際、国家は各個人の状況、特に子ども、妊婦、人身売買被害者、高齢者、そして深刻な病気を患っている者などの社会的弱者について十分に検討しなければならない。

代替措置を考慮する場合、国家は保護者のいない子ども、人身売買の被害者が収容されないよう注意を払うべきである。

代替措置の適用

代替措置の適用は個人の尊厳を尊重し、適法性、必要性、罪刑均衡の原則に従い、差別のないものでなければならない。代替措置もまた法的見直しの対象とならねばならない。

代替措置は法律で規定されているものであり、その適用を管理する利用可能な手段と基準のみならず、どの機関が実行に伴い責任を負うのかも指定されねばならない。

代替措置が適用されるどんなケースも当該個人の人権に最も制限が少ないものでなければならない。すなわち同じ目的を達成する上で最も権利の侵害・制約の少ない手段でなければならない。

国家は、代替措置の適用が国籍、宗教、経済状況、移住その他の在留資格に基づく特定外国人グループの差別につながらないよう、移民および庇護希望者の特定の状況、および特定のグループ特有の脆弱性を考慮しなければならない。

恣意的な適用を防ぐため、独立した司法機関またはその他の法的機関が代替措置の適法性、必要性、妥当性を見直しを行なう実効的権利を確保しなければならない。

登録および文書発行の要件

移民および庇護希望者の登録および公的な登録書類の提供は、逃亡を阻止し、彼らが滞在国内または通過国で恣意的に収容されていないことを確認する上で有効な手段である。

国家は、通常の難民申請手続きの過程で身元を確認するために行われる身分証明書の作成などが、適切な住居、医療、教育へのアクセスを妨げる、または彼らを脆弱な立場に追いやることのないようにしなければならない。

報告・出頭の要件

国家は、監視または報告・出頭の要件が極めて遵守困難、あるいは自由やプライバシーを制限するものにならないようにし、家族状況、居住の状態、あるいは経済的手段など個人の特定の状況を考慮しなければならない。

国家は、移民および庇護希望者の特定の状況に合わせた報告の要件を進展させ、適切な場合にはコミュニティでの監督およびサポートの機会を利用すべきである。

保釈金、保証金、身元保証書

国家は、国籍、民族、その他の出自、経済状態、移民その他の在留資格などにより特定外国人グループを差別することなく、保釈金、保証金、身元保証書へのアクセスを確保しなければならない。特に、国家は当該個人が非正規に入国または在留していることのみを理由に、保釈金、保証金、身元保証書を否認してはならない。

保釈の許可または保証金・身元保証書による身柄釈放の認可に付す条件は妥当なものでなければならず、過度のまたは非現実的な負担を個人に負わせるべきではない。

保釈金、保証金、身元保証書は、家族のつながりの欠如や経済的手段が限られるということが不利にならないよう移民・庇護希望者が実際に負担できるものでなければならない。そのため、国家は、市民社会グループまたは地域のシェルターとの協力の下に監視・監督を行う柔軟な方法、あるいはその他の画期的な処置を創設し、移民および庇護希望者の特定の状況に配慮しなければならない。

オープン・センター、セミオープンセンター、指定住居

代替措置としてオープン・センター、セミオープンセンター、指定住居、居住地域の限定などの手段を利用する国家は、個人の自由と移動の自由の権利を制限することが、必要性和罪刑均衡の原則を含む、国際法の関連原則に準拠するようしなければならない。

国家は、そのような手段の利用が、報告の義務を追加要件とするしないに関わらず、個人が健康と教育の権利を含むその他の人権を行使することの妨げとならないように保証すべきである。

電子機器によるモニタリング

入国管理法違反による収容の代替措置として、電子機器による監視を入国管理法違反以外に収容理由のない非正規移民に対して標準的に適用するべきではない。そのような監視は法律上の目的を達成するためにのみ使用し、関連する国際法の原則に従って適用しなければならない。

電子機器による監視は、この特殊な手段がどれ程個人の人権を制限するかについて、また、法律上の目的を達成するための均衡性および必要性を注意深く評価してからのみ適用し、目的を達成するのにより制限の少ない手段が他にない場合に限って使用しなければならない。この代替措置については、その適用がある特定の時期に法律上の目的を達成する上で必要かつ適切であり、差別がなく、恣意的あるいは過度に長期化されていないことを確実にするため、独立した司法機関またはその他の管轄権を持つ機関による見直しの対象とならなければならない。